

千葉放課後連

《協賛》
 リコージャパン(株)
 NDソフトウェア(株)
 おざわ行政書士事務所

2013年9月17日(火)に 千葉放課後連主催の 研修」を「行いました!!

2013年9月17日(火)に千葉放課後連主催の「研修」を行いました。

平成24年度総会時の年間計画に則り今年度初回の研修として「目指せ過誤請求0!」という趣旨で放課後等ティサイビスの法的解釈の基本から学ぶ機会を協賛企業の協力を得て実施いたしました。

15法人22事業所30名の方にご参加いただきました。たくさんご参加、誠にありがとうございました。

放課後連

千葉放課後連について

千葉県内にある障害児の放課後休日活动を実施している団体事業所の連絡会です。

平成10年に結成され休止もありながら現在は児童通所支援放課後等ティサイビス事業、発達支援事業等の事業所が加盟しています。

連絡会の目的は、障害のある子とその家族が放課後休日活動を楽しむことを通して地域の中で豊かに暮らしていけることです。そのために人材育成研修啓発活動や連携、交流を行なっています。

また施策の提言を行いさらにより良い制度を作っていきます。

講師 紹介

わ行政書士事務所
 おざわのぶあき
行政書士 小澤信明 先生

1977年東京生まれ。

東京都中野区で活動する行政書士。山形大学人文学部4年の時に、知的障害児のための学童保育でボランティアを始めたことをきっかけに、障害福祉サービスに関するサポート業務を行うことが自分のライフワークとなる。山形大学人文学部を卒業後、満喜株式会社で介護保険対応総合システムのサポートを経て、独立。

放課後等ティサイビスは、東京都だけでなく、青森県や埼玉県、千葉県、茨城県、神奈川県、岐阜県などからも依頼をうけ、開設や運営のコンサルティングや申請代理業務を手掛けている。また開業後3年間で、上場企業や大手労働組合、地域包括支援センター主催のセミナーで講師と

研修 内容

「放課後等ティサイビスの管理者が知っておくべき制度のまとめ」

【目次】

1. 自己紹介
2. 本セミナーのゴールイメージ
3. 放課後等ティサイビスの枠組みとは?
4. 放課後等ティサイビスの基準
 及び算定構造
5. 放課後等ティサイビスを運営するにあたっての制度上のリスクと

写真

研修の様子



研修

「放課後等デイサービスの管理者が知っておくべき制度のまとめ」

研修のゴールイメージ

1. 放課後等デイサービスを運営するために知っておかなければいけない制度の枠組みがわかる。
2. 放課後等デイサービスを運営するために、知ってなければいけない制度に関するリスクがわかる。

放課後等デイサービスの枠組みとは？

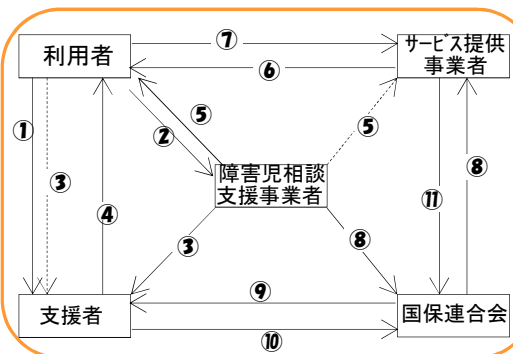
■放課後等

デイサービスとは？

↓主に小学生から高校生までの学校に就学している障害児が学校の帰りや土曜日、日曜日、祭日などの学校休業日や夏休み、冬休みなど長期休暇に利用する通所訓練施設。

■放課後等デイサービスの利用者とは？

↓原則、小学校から高校生までの学校に通う障害児のうち、支援者が通所受給者証を発行することを認めた障害児。



- ① 需給者証の発行申請
- ② 障害児支援利用計画書の作成依頼
- ③ 障害児支援利用計画書の作成・提出
- ④ 支給決定(受給者証の発行)
- ⑤ サービス担当者会議
- ⑥ 障害児通所支援計画の作成・サービスの提供
- ⑦ サービス利用料支払(原則1割)
- ⑧ 介護給付費請求(原則9割)
サービス提供実績記録票の提出
- ⑨ 審査後、送付
- ⑩ 介護給付費支払
- ⑪ 介護給付費支払

放課後等デイサービス基準及び算定構造

■放課後等デイサービスを開業するための4つの要件

- 法人格の取得
- 人員配置基準
- 設備基準
- 運営基準

●法人格の取得

↓原則、都道府県の指定(認可)を受けることが必要

※政令指定都市の場合、政令指定都市が窓口

つまり、認可に必要な要件を満たすことができれば

誰にでもおこなうことが可能！

●人員配置基準(重症児でないケースで10名定員の場合)

- ① 管理者(1名・常勤) ↓ 兼務可能
- ② 児童発達支援管理責任者(1名以上・常勤・専従)

↓ヘルパー2級以上、保育士など5年以上以上の介護や障害福祉サービスなどに関する実務経験

③ 指導員2名以上(1名は常勤) ↓ 資格要件無し

●運営基準(特に重要な項目)

- ① 重要事項の説明及び契約の同意
- ② 契約支給量の報告
- ③ サービス提供の記録
- ④ 個別支援計画書の作成
- ⑤ 運営規程の定め

●障害児通所支援給付の請求業務の流れ

- ① 複数の事業所を利用している利用者のうち、上限管理を行っている利用者にはサービス提供月の翌月3日までに上限管理事業者へ各利用者の「利用者負担額一覧表」を提出
- ② 上限月額管理事業者は、他の事業者には「上限額管理結果票」を翌月6日までに送付
- ③ サービス提供月の翌月10日までに国保連へ介護報酬請求ソフトで入力した障害児通所支援給付に関するデータを提出

出

④ 利用者に利用者負担分の利用料を請求

⑤ サービス提供月の翌々月に障害児通所支援給付の支払

●上限月額管理の対象者とは？

- ① 複数の放課後等デイサービスを利用している
- ② 上限額が4,600円である

●上限額管理対象の3つのパターンとは？

- ① 上限額管理事業者のみで利用者負担額が4,600円越えた
- ② すべての事業者の利用者負担額を合計しても4,600円を超えない
- ③ 複数の事業者の利用者負担額を合計して4,600円を超えた

■開設・運営をスムーズに行うための事前準備

●介護報酬の請求ソフトに関する注意点

無料 ↓ 国保連から出ている簡易入力ソフト
有料 ↓ 市販の介護ソフト

(NDSソフトウェアなど)

原則、有料の介護ソフトの使用がお勧め！

無料ソフトの欠点

- ① データの入力が面倒
 - ② 入力したデータをCSVデータで出力できない
 - ③ 利用者向けの請求書、領収書が出力できない
- etc

放課後等デイサービスを運営するにあたっての制度上のリスクとは？

■最大の制度上のリスクである実施指導とは？

↓実施指導には「集団指導」と「個別指導」がある
↓書類の不備の指摘の他、ケースによっては「報酬の返還請求や最悪、指定取消になる可能性も！」

●最悪、指定取消になる可能性も！

■ そうならない為に、

絶対に行わなければいけないことは？

↓基本報酬や加算がきちんと取得して問題ないことを証明できるように書類を整えておく必要あり

(タイムカード導入・利用者からの押印・送迎記録・整合性のとれた日付の記入など)

■加算に関する確認事項・注意事項

- 指導員加算絶対確認事項
- ↓管理者兼指導員でも指導員加算の1人に加えて良いのか？
- ↓指導員を1人以上配置する時間はサービス提供時間中(14時～18時)だけか、営業時間(11時～19時)全体で勤めていけば良いのか？
- ↓月に常勤換算で3.0人以上の配置にする必要有り

●送迎加算

- ↓個別支援利用計画や個別支援利用計画書への送迎の必要性の明記
- ↓送迎記録の作成(走行距離、乗車員、乗車記録など)
- 家庭連携加算・欠席時対応加算
- ↓相談内容や連絡内容の記録に加え、**保護者の同意印(確認印)も必要**

まとめ

■放課後等デイサービスの

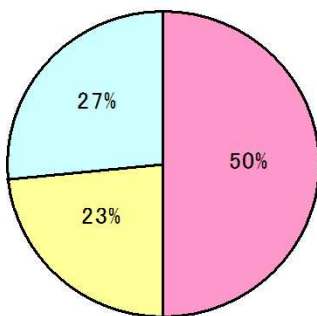
運営について検討

- ↓書類の記録を徹底する
- ↓集団指導の際には、きちんと確認し不明点は何度も県や市の実地指導担当者に確認してください

研修
結果

アンケート結果

内容は改めて立て
ましたのでし

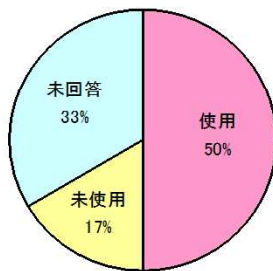


大いに役に立った 役に立った
 普通 役に立たなかった
 未回答

目的はどのような

- 送迎加算や欠席時対応加算に対して記録を残す必要性を説明していただいていた良かった。
- 放課後等デイサービスの基準及び算定基準構造について改めて学ぶ機会になった。
- 実際に現地監査が間近に予定されているため色々な確認ができました。
- 請求を始めたばかりで制度の事を知ることができました。
- 法律や実施指導について学ぶことができた。参考になった。
- 実地指導について

現在、請求ソフトを
導入されています



使用 未使用 未回答

【使用ソフト例】

- ・NDソフトウェア
- ・ワイズマン
- ・SAVE
- ・福祉ソフト
- ・ねっと支援P

- 書類と押印の必要など改めて確認しておきたい。
- このようなセミナーに初めて参加させて頂きました。普段行ってる業務を改めて見直す機械ができてとても勉強になりました。また参加させていただきたいです。
- 実績表に押印して利用者にコピーを渡す。個別支援計画等の日付。
- あらためて必要なことが、振り返ることが出来た。
- 請求等、成人施設にも必要な話も多く聞くことができ大変参考になった。

4. 今後どのような研修を希望されていますか

- 過誤請求防止のためのもっと具体的な内容(減算処理など)研修
- スタッフ研修(育成・保護者との関係作り)
- 実地指導への具体的な心構え、準備等
- 処遇改善の補助金について
- 個別支援計画の策定法について

5. ご意見やご感想をお聞かせください

- 大変わかりやすく勉強になりました。ありがとうございました。ありがとうございます。
- 有意義な時間でした。参考になりました。ありがとうございます。
- 実施指導の話などももう少し詳しく知りたかったです。

当日の資料を、希
フについて詳しく
お気軽にご連絡く

コージャパン株式会
社

〒730-0192 広島市

協賛
企業

リコー・ジャパン株式会社

事業紹介

OA機器、通信機器及び関連機材、消耗品など、リコー製品を中心とする販売と、実務改善を含めたコンサルティングから、システム設計、アフターサービスまでのオフィスのトータルソリューションを提供します。

リコー・ジャパン千葉支社では、介護・福祉業務専門の「**福祉チーム**」を立ち上げ、福祉業務支援システムの販売から、福祉業務向けセミナー・研修の企画まで幅広く皆様のお役に立てるよう頑張っております。

【お取り扱い商品】

- 福祉業務支援システム
 - ・NDソフトウェア株式会社「ほのぼのNEXT」
 - ・株式会社ワイズマン「ワイズマンシステムSP」
- 基幹システム
 - ・応研株式会社「福祉大臣NX」他
 - ・PCA株式会社「PCA社会福祉法人会計V.4」
- 他
 - ・ホームページ作成支援システム

- 複合機
 - プリンター
 - パソコン・周辺機器

おかげさまで、リコーグループより福祉業務支援システムを導入いただいているお客様は**全国7,700事業所以上**(2011年8月)となりました。確かな実績とグループの総合力を活かし、幅広いお役立ちサービスを提供致します。是非、リコーにご相談ください。

TEL 043-242-3030

FAX 043-244-5811

千葉県千葉市中央区新町24-9 千葉ウエストビル5F

協賛
企業

NDソフトウェア株式会社

事業紹介

NDソフトウェアは介護・福祉に特化したソフトウェアを開発して16年以上になる福祉の専門メーカーとして取り組んでおります。

数多くのお客様からご愛顧と暖かい助言をいただき、支えられ、お蔭様で現在では**全国17200以上の施設・団体様**へご導入をさせていただくまでになりました。

◆事業内容◆

- ・介護・福祉・医療関連オリジナルソフトウェア
- 「ほのぼのシリーズ」等の企画・開発・販売・運用支援・保守サービス
- ・介護保険、障害者自立支援法のサービス提供事業

- ◆上場市場…東証一部(証券コード:3794)
- ◆グループ会社…

- 株式会社日本ケアコミュニケーショングループ
- 株式会社ネットウイン
- 日本コンピュータシステム株式会社
- 株式会社メディパス

所在地

〈本社〉

山形県南陽市漆山1306-7

〈東京支店〉

東京都中央区日本橋富沢町9番19号

住友生命日本橋富沢ビル6F

協賛
企業

おざわ行政書士事務所

事業紹介

介護業界、障害福祉業界に完全特化した行政書士業務、コンサルティング業務、講演業務をおこなっております。

平成24年4月以降、放課後等デイサービスの開設コンサルティング実績は18件、相談は100件以上の実績があります。

その中には、東京都、千葉県、神奈川県はもちろんのこと、青森県や岐阜県のお客様の開設コンサルティング実績もあります。

また、無料メールセミナー「**放課後等デイサービスをスムーズに開設する方法**」という550名以上の方が登録している人気メールセミナーの講師もしております。

所在地

〒164-0002

東京都中野区上高田3-15-20

TEL 03-5942-9752